

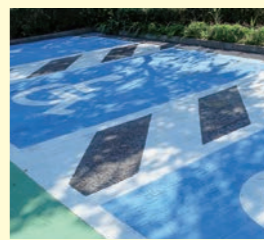
# 本当に必要としている人のために

公共施設や店舗などに設置されている障害者等用駐車スペースは、車いす利用者など、車の乗り降りや移動の際に配慮が必要な人の専用スペースです。

しかし、健常者が短時間でも駐車することで、本当に必要な人が利用できない問題が発生しており、適正な利用を促すための取り組みが求められています。

こうした状況を改善するために、障害者等用駐車区画を利用できる

対象者の範囲を定めて、条件に当てはまる希望者に地域の協力施設で使える利用認定証を交付する「パーキング・パーミット制度」を導入している自治体が全国で増えています。



▲パーキング・パーミットイメージ

障害者等用  
駐車場適正利用  
推進動画



## 車椅子利用者の声

### 乗り降りにどうしても広いスペースが必要

日常で、買い物や出かけるときは、障害者等用駐車場に車を停めますが、空いていない時は、一般の駐車場の一番端に停めるか、障害者等用駐車場が空くの待ちます。車椅子は駐車場に広いスペースがないと乗り降りが難しく、スペースがあれば停めることができますが、用事から戻って来て、再度乗るときに隣の車が替わっていて車間が近くなり乗れなくなる場合があります。その場合は近くの人に声をかけて私の車をバックしてもらって、やっと乗ることができます。



車いすラグビー「Okinawa Hurricanes」チーム代表・監督・選手 仲里 進 さん

## パーキング・パーミット制度が10月からスタートします。

市では障がい者・妊産婦など「移動に配慮が必要で下記の基準に該当する人」に利用認定証を交付する「パーキング・パーミット制度」を開始します。利用証の申請受付は10月1日からです。(予定)

### ■対象者(予定)と確認書類

対象者	確認書類
①身体障がい者 視覚(4級以上)、上肢(2級以上)、下肢(6級以上)、脳原上肢(2級以上)、脳原下肢(6級以上)、内部機能(4級以上)	身体障害者手帳
②知的障がい者 障害の程度がA2以上の人	療育手帳
③精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級の人	精神障害者保健福祉手帳
④難病患者 特定医療費(指定難病)受給者および小児慢性特定疾病医療受給者	各受給者証
⑤高齢者 要介護度1~5の人	介護保険被保険者証
⑥妊産婦 妊娠7か月~出産後3か月までの人	母子健康手帳
⑦けが人等 けが等その他歩行に支障がある人	医師の診断書又は意見書

※市役所3階 障がい福祉課窓口で申請できます。(郵送も可)

### ■利用証と使い方



【利用証の使用例】  
駐車スペースを利用する際に、ルームミラーなど外側から見やすい位置に吊り下げて提示してください。

【有効期間5年】 身体障がい者、高齢者、知的障がい者、難病患者  
【有効期間1年未満】 妊産婦、けが人用

### ■利用上の留意事項

- 駐車場に空きがない場合は、障害者等用駐車区画に駐車できないことがあります。
- 体調が良い、同乗者の介助などにより歩行や乗降に支障がないときは、車椅子利用者など、より歩行が困難な人のために、一般の駐車場に駐車をお願いします。
- この制度にご協力いただいている施設については市ホームページ障がい福祉課のページでご確認ください。

### パーキング・パーミット制度協力施設 募集中!

市では、パーキング・パーミット制度の趣旨にご賛同、ご協力いただける施設・事業所を募集しています。下記までお問い合わせください。



【申し込み・問い合わせ】  
障がい福祉係(市役所3階) ☎(876)1267

## 今、私たちにできること 考えてみませんか?

福祉のまちづくりの実現のためには、建物や道路などハード面のバリアフリー化と、思いやりの心を育てるソフト面のバリアフリー化を、市、市民、事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。「いま声をかけていいのかな」と遠慮し合うのではなく、身近なところから無理のない範囲で心のバリアを取り除いていきましょう。

スマートフォンなどの  
ながら歩きをしない



困っている人を  
見かけたら手伝う



差別や偏見に  
ついて考える



子どもの頃から  
障がい者や  
高齢者と  
ふれあう



「席をお譲りしましょうか?」と  
声をかけてみる



歩道上に物を置かない。  
駐車をしない。



確認  
してみよう!

## 身の回りのいろいろなマーク

普段、町中で様々なマークを見かけることがあります。見覚えはあるけれど、実際にどのような意味なのかこの機会にチェックしてみましょう。

### 障害者のための 国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建築物、施設であることを示している。全ての障がい者を対象としている。

### 身体障害者標識



肢体不自由者であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示されている。

### 聴覚障害者標識



聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示されている。

### 視覚障害者のための 国際シンボルマーク



視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられている。

### 耳マーク



外観からは判断されにくい聴覚障がい者への配慮をしやすいするため、身につけたり提示したりする。

### みんなのトイレマーク



性別等を問わずユニバーサルデザインが施された多目的トイレで、市では「みんなのトイレ」の名称で普及させる活動を行なっている。

### オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表している。

### ハート・プラスマーク



外観からは判断されにくい内部障がいのある人への配慮をしやすいため、身につけたり、提示したりする。

### マタニティマーク



周囲が妊産婦への配慮をしやすいするため、妊産婦が身につける。

### ヘルプマーク



義足や人工関節、内部障害や難病の人など援助や配慮を必要としている人が身につける。

## 共生社会に向けて バリアフリーを みんなで考えよう

市では例年、小中学校を中心に子どもたちが車いす体験を行う機会を設けています。参加者の皆さんは車いすに乗り、簡単な介助の体験を通して自分の生活するいつもの場所に様々なバリアがあることに気づきます。今までは違う視点を学ぶことで、自分が住む地域に必要なバリアフリーや取り組みについて考えるきっかけにもなります。

また、物理的なバリア以上に最も困るのは「心のバリア」と言われています。日常の何気ないひと言で相手を傷つけてしまう場合もあります。私たちが正しい知識を身に付け、お互いを理解することは、全ての市民が地域の一員として生活できるまちづくりへの第1歩となります。



▲福祉教育を通して車椅子体験をする子どもたち